酸素濃度等の測定記録表

酸素欠乏症等防止規則 第3条＝その日の作業を始める前に測り、そのつど7つの事項を記録して3年間保存する

工事名・作業		**作業の場所**	
酸素欠乏危険場所	令 別表第六の号	**作業の区分**	第一種（酸素） ・ 第二種（酸素と硫化水素）
測定方法（測定器）		**測定器の番号・確認**	
測定日	年　　月　　日	**保存の期限**	年　　月　　日（測定日の3年後）
作業主任者			

測定の記録

判定＝酸素 18% 以上・硫化水素 10ppm 以下なら「基準内」。第一種で硫化水素を測らない時は「—」

No.	時刻	測定の時期	測定箇所	測定条件	酸素 %	硫化水素 ppm	判定	測定者	とった措置
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

測った回数・基準外	
作業主任者の確認	

酸素欠乏危険場所（労働安全衛生法施行令 別表第六）で作業する日は、その日の作業を始める前に、空気中の酸素（第二種酸素欠乏危険作業は酸素と硫化水素）の濃度を測り、そのつど、測定日時・測定方法・測定箇所・測定条件・測定結果・測定した人の名前・防止の措置をとった時はその概要を記録して、3年間保存します（酸素欠乏症等防止規則 第3条）。判定の欄は、第5条の濃度（酸素 18% 以上・硫化水素 10ppm 以下）を満たすかの目安です。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/sanso-nodo-sokutei-kirokuhyo-template/

作業前の確認・人員の点検

酸素欠乏危険作業｜酸素欠乏症等防止規則 第4条〜第16条の措置と、第8条の人員の点検

工事名・作業		**作業日**	年　月　日
作業主任者			

作業を始める前に確かめる事項

結果＝済／要対応／対象外

No.	確かめる事項（見るところの例）	根拠	結果	したこと・気づいたこと
1	作業主任者の選任 技能講習を修了した人を選んだか（第一種＝酸素欠乏危険作業主任者・第二種＝酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）	第11条		
2	特別の教育 中に入る人が、酸素欠乏（第二種は酸素欠乏等）の特別の教育を受けているか	第12条		
3	測定器具 測定器を備え、作業の前に作動を確かめたか（電池・吸引のホース・表示）	第4条		
4	換気 酸素 18% 以上（第二種は硫化水素 10ppm 以下も）に保つよう換気しているか。純酸素は使わない	第5条		
5	空気呼吸器等 換気できない時は、同時に入る人数以上を備えて使わせる。使う時は作業の前に点検	第5条の2・第7条		
6	墜落制止用器具等 転落のおそれがある時、命綱と取り付ける設備を用意し、作業の前に点検したか	第6条・第7条		
7	立入禁止の表示 作業する人のほかが入らないよう、見やすい所に表示したか	第9条		
8	監視人 作業の様子をいつも見て、異常をすぐ作業主任者に知らせる人を置いたか	第13条		
9	退避と救出の決め事 おそれが出たら直ちに作業をやめて外へ出る。助けに入る人は空気呼吸器等を使う	第14条・第16条		
10	人員の点検 中に入る時と出る時に人数を数える（下の表）	第8条		

人員の点検（第8条）

入る時と出る時に数える。作業の終わりに「中」が 0 か確かめる

No.	氏名	役割	入った時刻	出た時刻	数えた人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

入った数・出た数・中	
作業主任者の確認	

作業主任者は、その日の作業を始める前、全員が場所を離れたあと再び始める前、人の体や換気の装置などに異常があった時に、酸素（第二種は酸素と硫化水素）の濃度を測ります（第11条）。人員の点検は、作業する場所に入る時と出る時に行います（第8条）。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/sanso-nodo-sokutei-kirokuhyo-template/